

療育手帳のしおり



小 野 町

— もくじ —

しょう しゃてちやう こうふ
障がい者手帳の交付について

りやういくてちやう こうふ
療育手帳の交付④ 3

こうきやうりやうきんなど わりびきせいど
公共料金等の割引制度について

うんちん わりびき
JR運賃の割引④ 5

こくないこうくうりよかくうんちん わりびき いちぶじよがい
国内航空旅客運賃の割引④一部除外あり 5

うんちん わりびき
バス運賃の割引 6

うんちん わりびき
タクシー運賃の割引④ 6

ゆうりやうどうろ わりびき
有料道路の割引④ 7

じゆしんりやう めんじよ
NHK受信料の免除④ 7

けいたいでんわりやうきん わりびき
携帯電話料金の割引④ 8

ちやうしゃじやうりやうせいど
おもいやり駐車場利用制度④ 8

ぜいきん げんめん
税金の減免について

じどうしゃぜい じどうしゃしゆとくぜい めんじよ
自動車税・自動車取得税の免除④ 9

けいじどうしゃぜい めんじよ
軽自動車税の免除 9

しよとくぜい まちけんみんぜい かんするしよとくこうじよ
所得税・町県民税に関する所得控除 10

てあて ねんきん きやうさいせいど
手当・年金・共済制度について

とくべつしやうがいしやてあて
特別障害者手当④ 11

しやうがいじふくしてあて
障害児福祉手当④ 12

とくべつじどうふやうてあて
特別児童扶養手当④ 12

しやうがいき そねんきん
障害基礎年金④ 13

しんしんしやうがいしやふやうきやうさい
心身障害者扶養共済④ 13

いりやうじよせいせいど
医療助成制度について

じりつしえんいりやう せいしんつういんいりやう
自立支援医療（精神通院医療）④ 14

じゅうどしんしんしやう しやいりやうひじよせい いちぶじよがい
重度心身障がい者医療費助成④一部除外あり 15

こうきこうれいしやいりやうせいど
後期高齢者医療制度④ 16

そうだんしえん
相談支援について

まち ほけんし
町の保健師④ 17

おのまちしていとくていそうだんしえんじぎやうしよ
小野町指定特定相談支援事業所④ 17

家庭児童相談員 [㊟]	1 7
福島県発達障がい者支援センター [㊤]	1 8
障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて [㊤]	1 9
サービスを利用するためには	2 0
【介護給付サービス】	
訪問系サービス [㊤]	2 1
障害児通所支援 [㊟]	2 1
短期入所 [㊤]	2 1
居住系サービス [㊟]	2 2
日中活動系サービス [㊟]	2 2
【訓練等給付サービス】	
居住系サービス [㊟]	2 3
日中活動系サービス [㊟]	2 3
【地域生活支援事業】	
移動支援事業 [㊤]	2 3
日中一時支援事業 [㊤]	2 3
小野町内のサービス提供事業所 [㊤]	2 4
日常生活用具の購入に係る助成 [㊤] 一部除外あり	2 5
障害者自動車運転免許取得費助成 [㊤]	2 6
就労支援について	
ハローワーク（公共職業安定所） [㊤] 一部除外あり	2 7
障がい者就業（生活）サポートセンター [㊤] 一部除外あり	2 7
障がい者職業センター [㊤] 一部除外あり	2 8
支援機関一覧	2 9

<p>㊟ .. 主に児童を対象とする制度です。</p> <p>㊟ .. 主に成人を対象とする制度です。</p> <p>㊤ .. 基本的に全年齢を対象とした制度です。</p>
--

*本書では、法律用語等を除き、「障害」を「障がい」と表記しています。

障害者手帳の交付について

療育手帳の交付

療育手帳は、知的障がいのある方々を対象に交付される手帳です。手帳の取得により、個々の性格や成長に配慮した教育・訓練等を受けたり、生活上の利便性や経済的負担の軽減を図るため、様々な福祉制度を活用する目安となるものです。

- 対象者 知的障がい児(者)・知的障がいがおおむね18歳までに現れた方
 ○内容 手帳申請の手続き窓口はお住まいの市町村となり、その後、福島県において申請者のIQや日常生活能力等を勘案しながら障がい程度を決定し、作成されます。

手帳には、障がいの程度や、次の判定年月等が記載されます。

障がい程度	内容
A	最重度 ～ 重度の方
B	中度 ～ 軽度の方

申請方法

対象者	診断書による書類判定を希望する場合 (所要期間：約1～2ヶ月)	判定期間において来所相談(判定)を希望する場合 (所要期間：約2～3ヶ月)
18歳未満	以下の書類等をご準備のうえ、役場窓口で交付申請します。 ①主治医の診断書 【特別児童扶養手当認定診断書】 ②6ヶ月以内に撮影した顔写真 (たて：4cm、よこ：3cm) ③印かん	以下の流れで手続きを行います。 (1)市町村窓口にて児童相談所来所相談日の予約を行います。 (2)市町村担当者による事前調査を受けます。 (3)児童相談所へ出向き(本人および保護者)、専門技師・医師による相談判定を受けます。 (4)判定の結果、療育手帳の交付対象とされた場合は、顔写真・印かんをご準備のうえ、市町村窓口で交付申請します。

・・・18歳以上の方の申請方法は次ページをご覧ください。

<p>18歳以上</p>	<p>以下の書類等をご準備のうえ、役場窓口で交付申請します。(障害年金手続きと同時に進行する場合)</p> <p>①主治医の診断書 【障害年金請求用診断書】</p> <p>②6ヶ月以内に撮影した顔写真 (たて：4cm、よこ：3cm)</p> <p>③印かん</p>	<p>以下の流れで手続きを行います。</p> <p>(1) 市町村窓口にて障がい者総合福祉センター相談日の予約を行います。</p> <p>(2) 市町村担当者による事前調査を受けます。</p> <p>(3) 障がい者総合福祉センターへ出向き(本人及び保護者)、専門技師・医師による相談判定を受けます。</p> <p>(4) 判定の結果、養育手帳の交付対象とされた場合は、顔写真・印かんをご準備のうえ、市町村窓口で交付申請します。</p>
--------------	--	--

● 手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



公共料金の割引制度について

JR 運賃の割引

JR 線を利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○対象者 療育手帳を持っている方、及びその介護人（介護人の割引は、第1種または12歳未満の手帳所持者の場合のみ）

○内容 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。

対象	割引対象乗車券	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者が乗車	普通乗車券 回数券 普通急行券	50%	私鉄等他の鉄道会社とまたがる場合を含む。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となる。
第1種障がい者とその介護者が乗車、または、12歳未満の障がい者とその介護者が乗車	定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	(JRバスの定期券は30%)	私鉄等他の鉄道会社とまたがる場合を含む。小児定期旅客運賃についての割引適用は不可。
第1種、第2種障がい者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	片道100kmを超える場合に限る。 （私鉄等他の鉄道会社とまたがる場合を含む。）

※JR線と私鉄等他の鉄道会社とまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が決められています。

●問い合わせ ご利用予定のJR各駅

国内航空旅客運賃の割引一部除外あり

国内線の航空機を利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○対象者 療育手帳を持っている満12歳以上の方、及びその介護人（介護人の割引は、第1種の手帳所持者の場合のみ）

○内容 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。

対象者	割引適用者	備考
第1種	本人及び介護者	療育手帳に「本人・介護者」印が押印されます。
第2種	本人	療育手帳に「本人」印が押印されます。

○割引率 割引率は、各航空運送事業者が設定する額・割合によります。

●問い合わせ 各航空券販売窓口



うんちん わりびき
バス運賃の割引[㊦]

みんえい 民営バスを利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○内容 (福島交通の例)

たいしょうしゃ 対象者	わりびきできようしゃ 割引適用者	わりびきりつ 割引率	びこう 備考
だい 第1種 (A)	ほんにんおよ かいごしゃ 本人及び介護者	ふつううんちん 普通運賃 50% (乗降時に手帳を提示)	
だい 第2種 (B)	ほんにん 本人	ていきけん 30% (小人運賃に係る割引 運用は不可)	※定期券を利用 する障がい者 の介護者につい ては30%割引 の適用が可能。

※割引の基準は、各民営バス事業者により異なる場合がありますので、詳しくは各民営バス事業者へお問い合わせください。

●問い合わせ 各民営バス事業者

うんちん わりびき
タクシー運賃の割引[㊦]

タクシー運賃の割引[㊦] (タクシー事業者による任意サービス)

りょういくてちょう も 療育手帳をお持ちの方が県内のタクシー乗車時に手帳を提示すると、運賃が1割引になる場合があります。

なお、このサービスは、タクシー協会やタクシー事業者ごとに、実施の有無についての取扱いが異なる場合がありますので、詳しくはタクシー乗車時にご確認ください。



ゆうりょうどうろ わりびき
有料道路の割引④

有料道路を利用する際、下記のとおり通行料金が割引になります。（事前手続きが必要です。）

○対象者 第1種の記載がある療育手帳を所持する方（介護者が運転する場合には限りません。）

○割引率 5割

○利用方法（手帳をお持ちの方ご本人が同乗していない時は利用できません）

・ETCを使う場合・役場窓口にて所定の手続きを行い、有料道路事業者への登録が完了した後、ETC割引が利用可能となります。（療育手帳をお持ちの方が20歳に到達している場合は、手帳をお持ちの方ご本人名義のETCカードが必要となります。）

・料金所精算の場合・料金所において通行料金を精算する際、療育手帳（あらかじめ役場窓口での証明印が必要）を提示し、割引後の料金を支払います。

○手続きに必要なもの

・療育手帳 ・利用自動車の車検証（1台に限定） ・運転免許証

・ETCカード及びETC車載器セットアップ証明書（※ETCを使う場合のみ）

●手続き窓口 小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

じゅしんりょうめんじよ
NHK受信料免除④

NHKでは、障がいのある方が属する世帯に対して、放送受信料の減免を行っています。減免は全額免除と半額免除の2種類があります。

○減免の種類

げんめんようけん 減免要件	ぜんがくげんめん 全額減免	はんがくげんめん 半額減免
てちょう も かたほんにん 手帳をお持ちの方本人に かか ようけん 係る要件	りょういくてちょう 療育手帳AまたはB	りょういくてちょう しよじ 療育手帳A所持、かつ、 せたいぬし 世帯主であること
せたいこうせいいん かか ようけん 世帯構成員に係る要件	せたいこうせいいんぜんいん しみんぜい 世帯構成員全員が市民税 ひかぜい 非課税であること	なし

○手続き方法 あらかじめ役場窓口で「免除理由の証明」を受け、証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）してください。

○証明を受ける際に必要となるもの（申請書は町窓口へ備付け）

- ・療育手帳
- ・印かん
- ・NHKお客様番号が確認できるもの

●証明窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

●問い合わせ

NHK視聴者コールセンター ☎ 0120-151515

携帯電話料金の割引

療育手帳をお持ちの方に対して、携帯電話の障がい者割引が受けられます。

○手続き方法・割引内容・問い合わせ

各携帯電話販売店の窓口にてご確認ください。

おもいやり駐車場利用制度

○内容 車いす利用者用駐車スペースの利用適正化を図るため、対象者に県が利用証を発行し、利用者には駐車する際に利用証の提示を求めるものです。

○対象となる手帳の等級

区分	等級
知的障がい者	A（最重度・重度）

○申請方法 役場にある申請書に必要事項を記載の上、確認書類のコピーを添付してください。

○確認書類

- ・療育手帳
- ・返信用封筒（角2）
- ・120円切手

※代理人による申請も可能です。この場合、代理人の身分証明書もご持参ください。

●申請窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

●問い合わせ

県中保健福祉事務所 保健福祉課 ☎ 0248-75-7808

税金の減免について

自動車税・自動車取得税の免除

重度の療育手帳をお持ちの方、またはその方と生計を一にする方が所有する自動車に係る自動車税、及び自動車所得税の減免を受けることができます。

- 対象者 療育手帳Aの方
- 所有者要件 療育手帳Aの方、またはその方と生計を一にする方
- 運転者 療育手帳Aの方と生計を一にする方
- 留意事項
 - ・減免が受けられる自動車は1台限りです。
 - ・県内ナンバーで個人名義の自家用自動車に限りです。
- 申請方法 あらかじめ、役場窓口にて「生計同一証明書」の交付を受けていただき、その後、福島県県税部にて所定の手続きが必要です。

○手続きに必要なもの

(証明交付時【生計同一証明書】)

療育手帳、車検証、運転者の免許証、印かん、住民票(謄本)

(福島県県税部減免申請時)

療育手帳、車検証、運転者の免許証、印かん、生計同一証明書(※小野町交付)

●手続き窓口

(小野町【生計同一証明書発行窓口】)

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

(福島県県税部)

県中地方振興局県税部 郡山市麓山1丁目1-1 ☎ 024-935-1261

軽自動車税の免除

※既に自動車税(県税)の減免を受けている場合を除く。

対象者等は自動車税の基準と同じですが、市町村税であるため、申請窓口及び申請時期は次のとおり設定されています。

- 申請時期 毎年5月の軽自動車税納税通知書発送時から納期限まで

○手続きに必要なもの

(減免申請時)

身体障害者手帳、車検証(写)、運転者の免許証(写)、印かん、

マイナンバーのわかるもの

軽自動車税課税免除申請書1通(役場税務課でお渡ししています。)

※減免の申請は毎年度申請をする必要があります。

- 手続き窓口 小野町役場 税務課 ☎ 0247-72-6932

しよとくぜい じゅうみんぜい かん しよとくこうじよ
所得税・住民税に関する所得控除④

しょうがいしゃがしよとくぜいなど のうぜいしゃほんにん、または納税者の控除対象者配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。

たいしやう しやう しゆゐ ていど
 ○対象となる障がいの種類と程度

く ぶん	しょうがい ていど	しよとくぜいこうじよがく 所得税控除額	しけんみんぜいこうじよがく 市県民税控除額
しょうがいしやこうじよ 障害者控除	りやういくてちやう 療育手帳B	27 万円 まんえん	26 万円 まんえん
とくべつしょうがいしや 特別障害者 控除	りやういくてちやう 療育手帳A	40 万円 まんえん	30 万円 まんえん
どうきよ とくべつ 同居の特別 障害者に係 る扶養控除	とくべつしょうがいしやこうじよ 特別障害者控除に がいたう しょうじよたいしやう 該当する控除対象 はいぐうしや ふやう しんぞく 配偶者や扶養親族 が、納税者と同居し ている場合	75 万円 まんえん	53 万円 まんえん

●問い合わせ

おのまちやくば ぜいむか
 小野町役場 税務課 ☎ 0247-72-6932

※勤務先で所得税の年末調整を受けている方は、勤務先の給与担当者へご相談ください。



てあて ねんきん きょうさいせいど 手当・年金・共済制度について

とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当⑥

- 対象者 20歳以上で著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者で、県中保健福祉事務所の認定を受けた方。

（概ねの目安）

主治医による医師意見書の記載事項中、下記事項を概ね満たしていることが要件となります。

- ・ IQ が概ね20以下であること。
- ・ 「意識障がい」「精神状況」「問題行動及び習癖」「生活特徴」のいずれかに重要な症状が見られること。
- ・ 日常生活上の要注意度が高いこと。
- ・ 日常生活能力（食事・衣服着脱・簡単な買物・会話・危険回避等）リスクの総合評価が14点（16点満点中）以上であること

- 支給制限 次の場合等には手当が受けられません。
- ・ 本人及び扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
 - ・ 入所施設を利用している場合
 - ・ 医療機関に3ヶ月以上入院している場合

- 手当額 月額26,940円

- 問い合わせ
小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当[㊦]

- 対象者 20歳未満(3歳以上)で、日常生活において常時介護を必要とする
重度障がい児。(知的障がいの場合)

(概ねの目安)

主治医による医師意見書の記載事項中、IQが概ね20以下であり、かつ、下記事項のいずれかを満たしていることが要件となります。

- ・ 食事、洗面、排泄、衣服、入浴の全てが半介助以上であること。
- ・ 「意識障がい」「精神症状」「問題行動等」「生活特徴」に所見があり、「常に嚴重な注意を必要とする」と診断されていること。
- ・ 「意識障がい」「精神症状」「問題行動等」「生活特徴」に所見があり、日常生活能力項目の半数以上が半介助以上であること。

- 支給制限 次の場合等は手当が受けられません。
- ・ 扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
 - ・ 入所施設を利用している場合

- 手当額 月額14,650円

●問い合わせ

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

とくべつじどうふようとあて
特別児童扶養手当[㊦]

- 対象者 20歳未満で、身体または精神に中度または重度の障がいをもつ児童を養育する保護者。

受給の可否については、認定診断書に基づき、福島県が審査を行います。

- 支給制限 次の場合等は手当が受けられません。
- ・ 扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
 - ・ 入所施設を利用している場合

- 手当額 1級：月額51,700円、2級：月額34,430円

●問い合わせ

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



しょうがいきそねんきん
障害基礎年金㊦

○対象者 国民年金加入後の給付等の要件を満たしている被保険者、または20歳になる前から障害のある方で障害の程度が次の1級、または2級に該当する方。

- (1級) ・国民年金法で定める障害等級表の1級に該当する場合
(2級) ・国民年金法で定める障害等級表の2級に該当する場合

【※身体障がい者手帳や療育手帳交付の基準とは異なります。】

○年金額 1級：年額975,125円、2級：年額780,100円

加算額（被扶養者がいる場合）：

2人目の子どもまで・1人につき年額224,500円

3人目以降の子・1人につき年額74,800円

●問い合わせ

おのまちやくば ちょうみんせいかつか ☎ 0247-72-6933

しんしんしょうがいしゃふようきょうさい
心身障害者扶養共済㊧

障がいをもつ方の保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡、または著しい障がい状態となった時に、被扶養者（障がい児・者）に毎月共済年金が支給されます。

○対象者 知的障がいをもつ方（将来独立自活することが困難であると認められる程度）を扶養する保護者で、次の要件に該当する方。

- ・年齢が65歳未満であること。
- ・特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ・障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

○掛金月額 加入者（保護者）の加入時年齢により、1口あたり9,300円～

23,300円の設定となっており、2口まで加入することができます。

掛金額	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳
1口あたり	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※所得により掛金が減額または免除になる場合があります。

○給付金 加入者（保護者）が死亡または重度障がいとなった場合、被扶養者に対して毎月20,000円（2口加入は40,000円）が支払われます。

●手続き窓口

おのまちやくば けんこうふくじ課 ☎ 0247-72-6934

いりょうせいど 医療制度について

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう 自立支援医療（精神通院医療）

せいしん にかか しょうかん（てんかん など ふく）をおもちで していりょうきかん つういん ぼあい
精神に係る疾患（てんかん等を含む。）をお持ちで指定医療機関に通院されている場合
は、いりょうひ こうひふたん を受けることができます。

- たいしやうしや していりょうきかん せいしんつういん かのた
対象者 指定医療機関に精神通院されている方
（しょうがい者手帳所持の有無は問いません。）
- こうふふたん いりょうひ いちぶ こうひふたん できよう きいしゅうてき じ こふたんがく
交付負担 医療費の一部に公費負担が適用されますので、最終的な自己負担額は
わり
1割となります。
- しんせいほうほう つぎ ①～④ がいとう しよるいなど じゆんび にんていでつづ おこな
申請方法 次の①～④に該当する書類等をご準備いただき、認定手続きを行います。
- ① していりょうきかん いししけんしよ
指定医療機関の医師意見書
- ② ほけんしやう どういつせたい おな ほけん ぞく かのた ぼあい ぜんいんぶん
保険証（同一世帯で同じ保健に属する方がいる場合は、その全員分
の保険証）
- ③ いん
印かん
- ④ しょうがいねんきん じゆきゆう かのた ねんきんふりこみつうちしよ または ねんきん
障害年金を受給されている方は、「年金振込通知書」または「年金
しょうしよ がいとうしや
証書」 【※該当者のみ】
- そのた こうしんてつづ ぼあい じようき しよるいなど くわ げんざい つか じりつ
更新手続きの場合は、上記の書類等に加えて、現在お使いの「自立
しえんいりょうじゆきゆうしやしやう ひつよう
支援医療受給者証」が必要となります。

● てつづ まどぐち 手続き窓口

おのまちやくば けんこうふくしか ☎ 0247-72-6934
小野町役場 健康福祉課



重度心身障がい者医療費助成制度④一部除外あり

重度の障がい者を有する方に対して、医療費（健康保険適用の医療行為に限る。なお、入院時の食事療養費は対象外。）の自己負担分を助成します。（ただし、既にこども医療費助成制度の適用を受けている場合は、そちらの制度利用が優先されます。）

○対象者 療育手帳Aの方。

療育手帳Bの方の場合は、身体障害者手帳または精神保健福祉手帳を併せ持つことが要件となります。

○申請方法 次の①～④に該当する書類等をご準備いただき、登録手続きを行います。

- ① 健康保険証
- ② 印かん
- ③ 療育手帳（他の障害者手帳がある場合は併せて持参）
- ④ 本人の口座番号が確認できるもの
（児童の場合は保護者名義でも可）

○その他 次に該当する方は医療費の助成ができない場合があります。

- ・ 本人及び扶養義務者の前年中の所得が一定額以上である場合。
- ・ 確定申告がなされていない方（年金・給与所得者を除く）
- ・ 無保険の方

●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

後期高齢者医療制度

65歳から74歳で一定の障がいをお持ちの方は、後期高齢者医療制度を選択することができます。

○対象者

65歳から74歳の方で、以下に該当する方。

- ①身体障害者手帳1級、2級、3級をお持ちの方
- ②身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方
 - ・音声機能、言語能力またはそしゃく機能の著しい障がい
 - ・両下肢すべての指を欠くもの
 - ・1下肢を下腿の2分の1以上欠くもの
 - ・1下肢の著しい障がい

③療育手帳A（重度、最重度）をお持ちの方

④精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方

⑤障害基礎年金1級、2級の国民年金証書をお持ちの方

○申請方法

次の①～③に該当する書類等をご準備いただき、加入手続きを行います。

①印かん

②障がいの程度（等級など）がわかるもの

※障害者手帳、療育手帳、障害年金証書等

③現在お使いの特定疾病療養受療証（お持ちの方）

●手続き窓口

小野町役場 町民生活課 ☎0247-72-6933

相談支援について

発育に不安のある方、障がいをもつ方、その保護者・介護者などからの相談に応じ、相談者がより豊かな社会生活を営むことができるよう、専門性の高い情報提供やサービス活用のための援助等を行います。

町の保健師

町民の健康・医療に関する相談支援等を行います。特に、お子さんの成長過程において最も重要な時期にあたる出産時～幼児期については、母子共に包括的な支援を行います。

●手続き窓口

小野町役場 子育て支援課 ☎ 0247-72-2212

小野町指定特定相談支援事業所

町から委託を受け、身体障がい、知的障がい、精神障がいをもつ方々を対象に、相談支援を行います。行政機関をはじめ、幼稚園・保育所・学校・サービス事業所・就労支援機関等の幅広いネットワークの基幹的役割を担っていますので、相談者のライフステージに即した専門性の高い相談支援を提供します。

- ・ 福祉サービスの利用援助に関する支援
- ・ 社会資源を活用するための支援に関する支援
- ・ 社会生活力を高めるための支援に関する支援
- ・ ピアカウンセリングに関すること
- ・ 権利擁護のために必要な援助 等

●問い合わせ 小野町指定特定相談支援事業所 ☎ 0247-61-6101

家庭児童相談員

主に就学前から学齢期までのお子さんとそのご家庭に対して、相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関（教育・保健・福祉等）との連絡調整を行います。

- ・ お子さんの発達上の不安・心配事に関するご相談
- ・ お子さんを療育するご家庭の不安・心配事に関するご相談
- ・ お子さんの能力・個性に配慮した就園・就学等のアドバイスと関係教育機関との調整等

●問い合わせ 郡山市麓山1-1-1(福島県郡山合同庁舎内)
県中児童相談所 ☎ 024-935-0611

ふくしまけんはったつしょう しゃしえん
 福島県発達障がい者支援センター④

つぎ はったつしょう かた かとうせい かた かぞく にちじょう しえん たずさ かたがた
 次の発達障がいをもつ方（可能性のある方）やそのご家族、日常の支援に携わる方々
 たい たい そうごうてき しえん おこな
 に対して、総合的な支援を行います。

○はったつしょう しゅるい
 ○発達障がいの種類

こうはんせい はったつしょう 広汎性発達障がい	じへいしょう じへいしょう るいじ とくちゅう しょう そうしょう 自閉症をはじめ、自閉症に類似した特注をもつ障がいの総称。 (じへいしょう とくちゅう けいど じゅうど きまざま れんぞく せんざい 自閉症の特徴が軽度から重度まで様々であり、連続して存在するもの。)
じへいしょう 自閉症	たいじんかんけい しょう しょう 「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「興味・活動 かたよ の偏り(こだわり)」の3つの特徴が3歳くらいまでに発現すること。 ちてき おく ともな ばあい こうきのうじへいしょう よ 知的な遅れが伴わない場合は「高機能自閉症」と呼ばれる。
アスペルガー しょうこうぐん 症候群	じへいしょう ひと じへいしょう どうよう しょうじょう み ちてき おく 自閉症の一つのタイプ。自閉症と同様の症状が見られるが、知的な遅 ことば はったつ おく ともな れや言葉の発達の遅れが伴わないもの。
がくしゅうしょう 学習障がい	ぜんぱんてき ちてき おく 全般的に知的な遅れはないが、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算す すいるん のうりよく とくてい しゅうとく しょう いちじる こんなん る」「推論する」能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難 しめ きまざま じょうたい を示す様々な状態をさすもの。
ちゅういけつかん たどうせいしょう 注意欠陥・多動性障がい	たどうせい ちゅういせい しょうどうせい しょうじょう とくちゅう しょうこうぐん 「多動性」「注意性」「衝動性」の3つの症状を特徴とする症候群

●とあ
 ●問い合わせ

こおりやましとみたまちあざうえ だい ふくしまけんそうごうりょういく みなみとう かい
 郡山市富田町字上の台4-1（福島県総合療育センター南棟2階）

ふくしまけんはったつしょう しゃしえん
 福島県発達障がい者支援センター ☎ 024-951-0352



障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて

障がいをもつ方が、地域でサポートを受けながら暮らしやすい生活を送るため、小野町では専門事業所によるサービス利用の公費負担を行っています。

例えば、

【お子さんの場合】

- ・ お子さんが就学する前に専門的な療育を受けさせたい。
- ・ お子さんが養護学校等に通っているが、放課後や長期休業時に面倒を見られる家族がいない。

【大人の方の場合】

- ・ 日常的な生活介護を必要とする方。
- ・ 自立生活、社会生活への参画に向けた訓練等が必要な方。
- ・ 収入を得るため一般就労を目指したいが、事前に一定の技能習得や社会参加能力を高めたい方。また、就職活動の支援が必要な方。
- ・ 実際に家族から独立して自活生活を送りたいが、生活の一部に助言や介助が必要な方。

【介護者の場合】

- ・ 障がいのあるご家族の介護のため、なかなか外出や社会参加ができない。
- ・ 介護する方が入院や宿泊を伴う外出の機会が生じた。
- ・ 介護する方が高齢、女性等であるため、入浴等の介助には不安がある。

ご希望やお悩みに対して、地域の専門事業所による各種サービスの提供において日常生活をバックアップします。

なお、障害者総合支援法に基づくサービスの利用手続きにあたっては、福島県が窓口になるものと小野町が窓口になるものがあります。

- ・ 福島県が窓口となるサービス

18歳未満の児童が利用する入所施設

- ・ 詳しくは福島県または小野町窓口はお問い合わせください。

●お問い合わせ

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

福島県県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム ☎ 0248-75-7809

- ・ 小野町が窓口となるサービス

上記以外のサービス

- ・ 次ページ以降をご覧ください。

サービスを利用するためには（小野町が窓口となるサービスの場合）

下記に掲げるサービスを利用するためには、申請手続きを行い、障がいの程度や家庭の事情等を勘案したうえで利用決定を行います。

なお、利用にあたっては、1割の利用者負担額（ただし、所得に応じて1か月あたりの負担上限額の設定あり。）が伴います。

○対象者 障がいのある方や早期療育が必要な児童等

○利用手続き

【18歳未満の児童】

① 申請

役場窓口で所定の手続きを行います。

② 認定調査

概況調査

③ 利用意向確認

調査結果に基づき、利用したいサービスの意向を確認します。

④ サービス等利用計画の作成

相談支援事業所によるサービス等利用計画を作成します。

⑤ 給付決定

受給者証を交付します。

⑥ 契約・利用開始

利用者とサービス提供事業所が契約を交わし、利用開始へ。

⑦ モニタリング調査

一定期間ごとにモニタリングを行いサービスの見直しを行います。

【18歳以上の成人等】介護給付サービスの場合

① 申請

役場窓口で所定の手続きを行います。

② 認定調査

106項目調査及び概況調査

③ 医師意見書作成

主治医による意見書（診断書）の作成

④ 障害程度区分判定

②③に基づき、小野町障害認定審査会にて区分判定。（非該当、区分1～区分6）

⑤ サービス等利用計画の作成

相談支援事業所によるサービス等利用計画を作成します。

⑥ 利用意向確認

④の結果に基づき、利用したいサービスの意向を確認します。

⑦ 給付決定

受給者証を交付します。

⑧ 契約・利用開始

利用者とサービス提供事業所が契約を交わし、利用開始へ。

⑨ モニタリング調査

一定期間ごとにモニタリングを行いサービスの見直しを行います。

●手続き窓口 小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

サービスの種類 (小野町が窓口となるサービスの場合)

【介護給付サービス】

○訪問系サービス

サービス名	内 容	支援区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、居宅において入浴・排泄・食事等の介護を提供。	区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的障がい、精神障がい、常時介護を必要とする障がい者に対して入浴・排泄・食事・外出時の支援等の介護を提供。	区分4以上 別に定めあり
行動支援	知的・精神の障がいにより行動上著しく困難であって常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するための支援や介護を提供。	区分3以上
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、複数のサービスを包括的に提供。	区分6 別に定めあり

○障害児通所支援

サービス名	内 容	支援区分
児童発達支援	療育が必要な未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を提供。	別に定めあり
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供。	別に定めあり

○短期入所

サービス名	内 容	支援区分
短期入所	家庭で介護を行う人が病気等で介護ができない場合に、入所施設等に短期間宿泊し、介護を提供。	区分1以上

○居住系サービス

サービス名	内 容	支援区分
施設入所支援	障がい者支援施設において、主に夜間に食事や入浴等の介護、生活等に関する相談・助言を行う。	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)

○日中活動系サービス

サービス名	内 容	支援区分
療養介護	医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする場合に、医療系施設において機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下での介護等を提供。	区分6 別に定めあり
生活介護	常時介護を必要とする方が、主に日中に障がい者施設で入浴・排泄・食事の介護、創作的活動又は生産的活動の機会等を提供。夜間は一般介護。	区分4以上 (50歳以上は区分2以上) 障がい者支援施設入所者 区分4以上 (50歳以上は区分3以上)



【訓練等給付サービス】

○居住系サービス

サービス名	内 容	支援区分
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間に共同生活を営む住所で相談、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	区分の定めなし (他に日中活動する場のある方)

○日中活動系サービス

サービス名	内 容	支援区分
自立訓練	自立した日常生活または社会生活が営むことができるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を提供。(利用期間に制限あり)	区分の定めなし
就労移行支援 (通所)	就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練を行う。(利用期間に制限あり)	区分の定めなし
就労継続支援 (通所)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行う。(利用期間に制限なし)	区分の定めなし

【地域生活支援事業】

サービス名	内 容	支援区分
移動支援	介助が必要な障がい児者が社会参加や余暇活動等を目的とした外出をする際に、ガイドヘルパーの派遣を行う。	別に定め有り
日中一時支援	日中において、家庭で介護を行う人が介護ができない状態にあるときに、通所施設等にて一時預かりサービスを提供。	別に定め有り

おのちょうない じぎょうしょ
 小野町内のサービス事業所

事業所または法人名	提供サービス	備考
こまち作業所	就労継続支援B型	
障がい者支援センター プラスこまち	就労継続支援B型、生活介護	

※ 町外に所在する事業所の活用も可能です。

日常生活用具の購入に係る助成^④一部除外あり

障がいをもつ方の日常生活を簡易にするため、障がいの種類・程度に応じて次の自立生活支援品目の購入に係る助成を行います。

○助成品目

種目	対象障がい	給付基準
頭部保護帽	知的	A
特殊便器 (ウォシュレット等)	上肢・知的	1・2級・A
特殊マット	下肢・体幹・知的	1級(者)・A 2級以上(児)
電磁調理器	視覚・知的	1・2級・A
火災警報器	身体・知的	1・2級・A
自動消火器	身体・知的	1・2級・A

○給付額 日常生活用具購入代金の9割。ただし、上記の基準額を超える用具を購入する場合、超過した金額については自己負担となります。

*障がい者本人または配偶者(児童の場合は保護者が属する世帯員全員)に町民税課税者があり課税者の所得割額が46万円以上の場合は給付対象外となります。

●手続き窓口

小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934

自動車運転免許取得費助成⑥

就労等社会活動への参加のために免許を取得しようとする場合に、自動車学校にて要した経費等の一部を助成します。

- 対象者 療育手帳を持っている方
- 助成額 1件あたり10万円まで
- 申請方法 次の①～④の書類等を準備のうえ、免許取得見込みの場合または免許取得後2ヶ月以内に手続きを行います。
 - ①障害者自動車運転免許取得費助成申請書（町役場にあります。）
 - ②自動車運転免許取得計画書（町役場にあります。）
 - ③療育手帳の写し
 - ④印かん
- その他 支給決定通知を受けた後に障害者自動車運転免許取得費助成請求書を提出していただきます。

- 手続き窓口
小野町役場 健康福祉課 ☎ 0247-72-6934



就労支援について

ハローワーク（公共職業安定所）一部除外あり

障がいをもつ方々の相談に応じて、職業の紹介や事業所との連絡調整を行います。
また、障がい者雇用に関する各種制度のご案内を行います。

- 問い合わせ ハローワーク郡山
郡山市方八町2-1-26 ☎ 024-942-8609

障がい者就業（生活）サポートセンター一部除外あり

○内容 国、県の委託を受け、就労を希望する障がい者の相談に応じ、就労実現に向けた各種支援策をコーディネートします。

- ・ 就職や就業に関する相談・情報提供
- ・ 就職までの助言・支援
- ・ 職業能力向上のための訓練
- ・ 職場実習の実施
- ・ 就職活動上の助言・求人情報の提供
- ・ 就業後の定着に関する助言・支援

●問い合わせ

- 【県中】県中障がい者就業・生活支援センター
郡山市芳賀3丁目4-24（地域生活支援センター「ふっとわーく」内）
☎ 024-941-0570



ふくしましょうがいしゃしよくぎょう
福島障害者職業センター④一部除外あり

○内 容 高齢・障害者雇用支援機構による就労支援機関です。障がい者を雇用する事業主の方やハローワークと密接に連携し、就職や雇用管理のためのサービス提供を行います。

【ジョブコーチ支援事業】

「仕事の段取りがよくわからない」「職場の人とうまくいかない」という方を対象に、スタッフが直接事業所に出向き、障がい者の方が作業や職場にうまく適応できるように、障がい者の方と事業所の社員の方をつなげるための支援を行います。

【リワーク支援】

精神疾患により休職している方やその方の復職を考えている事業所に対して、主治医との連携の下、円滑に復帰ができるよう、支援を行います。

【職業準備支援】

「働きたい、でもどうしたらいいの？」と就職を目指す障がい者の方を対象に、一定期間センターに通い、模擬工場『福島ワークトレーニング社』における作業体験を通して働くための準備を行います。

●問い合わせ

福島障害者職業センター

福島市腰浜町23-28 ☎ 024-522-2230



しえんきかんいちらん
支援機関一覧

おのまち きかん
小野町の機関

おのまちやくば
【小野町役場】

機関名	所在地	電話番号	備考
社会福祉課	小野新町字館廻92	0247-72-6934	障がい者福祉
子育て支援課	字中通2	0247-72-2212	母子・児童福祉
教育課	〃	0247-72-6780	学校教育
町民生活課	小野新町字館廻92	0247-72-6933	障害年金
税務課	〃	0247-72-6932	税の控除・減免

ふくしまけん きかん
福島県の機関

機関名	所在地	電話番号	備考
県中保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	須賀川市旭町153-1	0248-75-7809	児童施設入所
県中児童相談所	郡山市麓山1-1-1	024-935-0611	療育手帳・児童施設入所判定
精神保健福祉センター	福島市御山町8番30号	024-535-3556	精神手帳判定
障がい者総合福祉センター	福島市中町19-1 中町ビル4階	024-525-8187	身体手帳判定
総合療育センター	郡山市富田町上の台 4-1	024-951-0250	肢体不自由児施設
発達障がい者支援センター	〃	024-951-0352	発達障がい支援
あぶくま支援学校	郡山市中田町赤沼字 すぎなみ 杉並139番地	024-956-1901	支援学校(知的)
郡山支援学校	郡山市富田町上の台1	024-951-0247	支援学校(肢体)
県中地方振興局県税部	郡山市麓山1丁目1-1	024-935-1261	自動車税減免

くに きかん
国の機関

機関名	所在地	電話番号	備考
ハローワーク郡山	郡山市方八町2-1-26	024-942-8609	障がい者雇用

た きかん
その他の機関

機関名	所在地	電話番号	備考
小野町 指定 特定 相談 支援 事業所	小野新町字美売 57-1 (小野町社協内)	0247-61-6101	相談支援
県中 障がい者 就業・生活 支援センター	郡山市横塚3-4-21	024-941-0570	就労・生活支援
福島障がい者 職業センター	福島市腰浜23-28	024-522-2230	就労支援

しょうがいしやそうごうしえんほう もと じぎょうしょ きんりんちいきいちぶぼつすい
障害者総合支援法に基づくサービス事業所 (近隣地域一部抜粋)

機関名	所在地	電話番号	備考
こまち作業所	小野赤沼字入木前22	0247-72-3622	就労継続支援B型
障がい者支援センター プラスこまち	小野赤沼字入木前53	0247-61-6667	就労継続支援 B 型、生活介護

